



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

文部科学省初等中等教育局へ要望書を提出 学校で医療的ケアに関わる 看護師等の確保を要望

公益社団法人日本看護協会（会長：福井トシ子、会員 76 万人）は 4 月 15 日、文部科学省の瀧本寛初等中等教育局長に令和 4 年度予算・政策に関する要望書を提出しました。

近年、10～14 歳の自殺率が増加し、予期せぬ妊娠や 15 歳未満の出生数の高止まり、女子の痩身傾向児の低年齢化などが課題になっています。

今回の要望では、小・中学校における健康教育を充実させるため、学校指導要領に健康リテラシーに関する内容を規定するとともに、体制を整備する際は、看護職を活用していただきたいと要望しました。さらに、小・中学校や特別支援学校に在籍する医療的ケア児の数は年々増加し、対応が必要になる一方で、学校で医療的ケア児を支援する看護師の配置状況が十分でない状況をあげ、その理由に法律に学校配置の看護師等の明記がないことも一因だと説明し、さらなる体制整備を要望しました。

瀧本局長は「与党議員らが、医療的ケア児へ必要なサポートをするための人員確保に向け、今国会に法案を提出するための党内審議を進めていると理解している。その他のさまざまな問題提起も受け止めており、日本看護協会と協力をしながら引き続き取り組んでいきたい」と述べ、また、「小・中学校の学習指導要領は改訂したばかりなので、すぐに見直すのは難しいが、子どもたちが身を守るために必要な性教育などを伝えるには、どのような方法がよいかしっかり議論しなければならない」との意向を示しました。

報道関係の皆さまにおかれましては、各要望の趣旨をご理解いただき、さまざまな機会にご紹介くださいますようお願い申し上げます。



瀧本局長に要望書を手渡す福井会長（左）

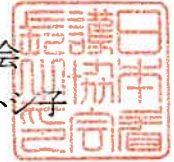
《要望事項》

1. 小・中学校における健康教育の充実
2. 学校で医療的ケアを安全に実施するための体制整備

令和3年4月15日

文部科学省 初等中等教育局長
瀧本 寛殿

公益社団法人 日本看護協会
会長 福井ト子



令和4年度予算・政策に関する要望書

学童・思春期は、10～14歳の自殺率が増加、予期せぬ妊娠、15歳未満の出生数の高止まり、女子で痩身傾向児の低年齢化等の課題が挙げられています。

「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」では、学童期・思春期に、科学的根拠に基づいた健康に関する正しい知識を身に付けること、自身の心身の健康に関心を持つことは、生涯の健康づくりのための行動変容に向けた大事な一歩となると明記され、小・中学校での健康リテラシーを涵養する体制整備が求められます。

また、小・中学校や特別支援学校に在籍する医療的ケア児数は年々増加し、文部科学省では医療的ケア児を受け入れるための体制整備が進められています。しかし、学校で医療的ケア児を支援する看護師の配置や処遇・待遇は十分とは言えません。

以上より、令和4年度予算案等の編成にあたっては、特に以下の事項につきまして必要な施策等の実現を図られますよう、格別のご高配を賜りますよう要望します。

要 望 事 項

1. 小・中学校における健康教育の充実
2. 学校で医療的ケアを安全に実施するための体制整備

1. 小・中学校における健康教育の充実

1)小・中学校の学習指導要領に、健康リテラシーに関する内容を規定するとともに、健康リテラシーの学習指導を行う際は、看護職を活用されたい。

- 学童・思春期では、10～14歳の自殺率が増加、予期せぬ妊娠や15歳未満の出生数は減少していない等が課題である。
- 「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」においても、学童期・思春期から成人期に向けた内容が明記された。

※「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」

(令和3年2月9日に閣議決定)

- ・学校教育において、乳幼児との触れ合い体験や交流などの実践的な活動を取り入れ、乳幼児期の心身の発達と生活、親の役割と保育、子どもを取り巻く社会環境、子育て支援について理解するとともに、乳幼児と適切に関わるための基礎的な技能を身に付けることや、子どもを産み育てることの意義について考えることを推進する。
- ・男女を問わず、人間の身体的・精神的・遺伝学的多様性を尊重しつつ、妊娠、出産等についての希望を実現するため、妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及・啓発を学校教育段階から推進する。

公益社団法人 日本看護協会

看護職による具体的な指導内容

- 性に関する健康課題の情報提供、普及を推進する。
- 妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及・啓発を学校教育段階から推進する。
- 肥満や痩せなど自身の体に関すること、運動や食生活などの生活習慣に関すること等の生活習慣の形成のための健康教育を推進する。
- がんに関することなど健康教育を推進する。

公益社団法人 日本看護協会

2. 学校で医療的ケアを安全に実施するための体制整備

1)全国で看護師が確保できるよう、学校教育法施行規則第四節に「看護師」を追記されたい。

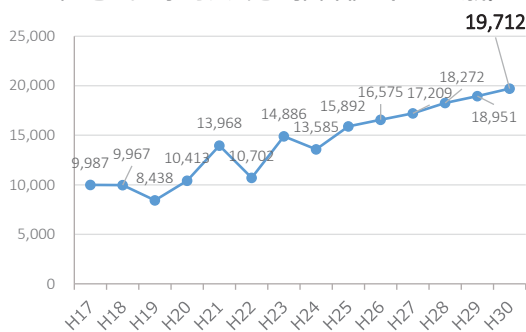
- 日常的に医療的ケアが必要な子どもの数は増加しており、公立小・中学校等でも対応が必要である。
- 「学校における医療的ケアの今後の対応について」（平成31年3月20日通知）に看護師等の役割は明記されたが、学校教育法第37条においては、看護師の配置は記載されていない。
- 地域によって、看護師の配置状況や処遇・待遇が異なる。

公益社団法人 日本看護協会

医療的ケア児の推移

- 全国の医療的ケア児(在宅)は約2.0万人(推計)
- 小中学校、特別支援学校に在籍する医療的ケア児等は、年々増加傾向

● 在宅の医療的ケア児の推計値(0~19歳)



● 幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校に在籍する医療的ケア児の推移



(厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究(田村班)」の協力のもと障害児・発達障害者支援室で作成)

(文部科学省:令和元年度学校における医療的ケアに関する実態調査)

学校教育法第三十七条 提案内容

学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)

第四節 職員

第六十四条

講師は、常時勤務に服しないことができる

第六十五条

学校用務員は、学校の環境の整備その他の用務に従事する

第六十五条の二

スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する

第六十五条の三

スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する

**看護師の職務規定を
新設し、役割を明確にする**

現行

提案